

再評価結果（令和7年度事業継続箇所）

担 当 課：道路局国道・技術課
 担当課長名：西川 昌宏

事業名	一般国道 113 号 鷹ノ巣道路		事業区分	一般国道	事業主体	国土交通省 北陸地方整備局
起終点	自：新潟県岩船郡関川村大字下川口 至：新潟県岩船郡関川村大字片貝				延長	5.0km
事業概要						
一般国道 113 号鷹ノ巣道路は高規格道路新潟山形南部連絡道路の一部を形成し、災害に強い幹線道路ネットワークの形成、急カーブ・急勾配区間及び冬期交通障害等の回避、物流や観光、地域経済活動の活性化などを主な目的とした延長 5.0km の道路事業である。						
H9 年度事業化		都市計画決定：－		H13 年度用地着手		H13 年度工事着手
全体事業費		284 億円	事業進捗率 (令和 6 年 3 月末時点)		約 57%	供用済延長 －km
地域の防災面の課題						
・ 関川村内の一般国道 113 号は、山間部を通過する代替路の無い県際道路であり、冠水や災害等による通行止め時には大幅な迂回を強いられる。 ・ 昭和 59 年度には融雪を起因とする地すべり災害で約 106 時間にわたり全面通行止めとなり、近年では平成 23 年度に集中豪雨に伴う冠水による通行止めが発生。 ・ 当該区間の防災面の課題は、沿線住民の日常生活や経済活動、そして救命救急活動を営む上で重大な障害や不安要素となっており、関川村をはじめとする関係市町村からも改善要望がだされているなど地域の喫緊の課題となっている。						
課題を踏まえた対策・事業内容						
・ 現道は一級河川荒川と J R 米坂線に挟まれていることや、現道対策は大規模な法面対策が必要となる等、課題が多いため、5.0km の別線を整備することにより課題箇所を回避。						
事業の効果等			費用 (残事業) / (事業全体)			
① 走行時間の短縮、休日交通の影響、災害等による通行止めの影響、冬季交通の影響を含む等 131億円 (残事業131億円)			95/339 億円			
② 災害に強いネットワークの形成 ・ 冬期登坂不能車や災害による通行規制の発生及び災害監視が必要な箇所を回避することで、災害に強い道路ネットワークの確保が期待される。			〔 事業費： 77/321 億円 維持管理費： 18/ 18 億円 〕			
③ 安全で快適な道路ネットワークの確保 ・ 線形不良区間の解消等により安全で円滑な走行空間確保が図られることで、信頼性の高い道路ネットワークの確保が期待される。						
④ 物流活動・地域産業の支援 ・ 代替路の確保や走行環境が改善により、信頼性の高い道路ネットワークが確保されることで安定した物流経路の確保が期待される。						
⑤ 自然を活かした観光産業を支える道路 ・ ダブルネットワークが確保されることで、安定した観光ルートを構築し地域観光の振興支援に寄与することが期待される。						
⑥ 救急医療へのアクセス向上 ・ 救急医療施設への搬送時間の短縮や搬送時の安全性が確保されるなど、迅速な救命救急活動の支援が期待される。						

関係する地方公共団体等の意見

地域から頂いた主な意見：

- ・新潟山形南部連絡道路建設促進期成同盟会等から整備促進の要望を受けている。

新潟県知事の意見：

- ・県民の安全・安心を確保し、活力のある新潟県を創るため、事業の継続を望みます。本事業は、災害に強い幹線道路ネットワークの形成や安全で快適な道路ネットワークの確保につながるとともに、物流や観光を支える機能が強化されるなど、当県にとって重要な事業と認識しております。今後もコスト縮減に努め、着実に整備を進めるとともに、早期に事業の効果を発現できるよう部分的な供用の検討をお願いします。併せて、本県は、厳しい財政状況のもと、公債費負担適正化計画に定めたルールに基づき、毎年度における投資的経費を公債費の実負担で管理していることから、事業の実施に当たっては、地方負担の軽減や直轄事業負担金の平準化などをお願いします。

事業評価監視委員会の意見

- ・審議の結果、再評価および対応方針（原案）のとおり事業継続することが妥当。

事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等

- ・前回再評価以降、大きな社会情勢などの変化はない。

事業の進捗状況、残事業の内容等

- ・事業の進捗状況：用地進捗率約 81%、事業進捗率約 57%（令和 6 年 3 月末時点）
- ・残事業の内容：道路設計、改良工事、トンネル工事、橋梁工事等

事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等

- ・道路設計、改良工事、トンネル工事を推進し、関川村大字下川口～同村大字大内湊間の早期完成 2 車線供用を目指して整備を進める。

施設の構造や工法の変更等

- ・建設発生土の有効利用や新技術の活用等によりコスト縮減を図る。

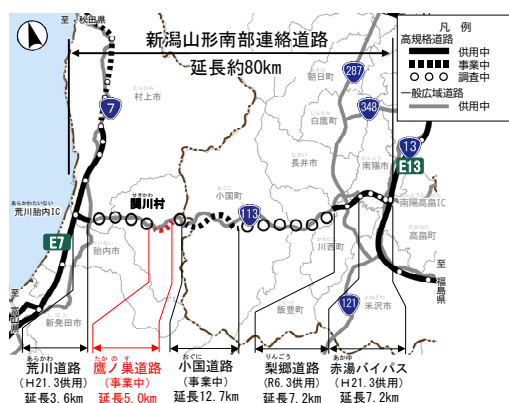
対応方針

事業継続

対応方針決定の理由

- ・当該事業は、現時点においても、その必要性、重要性は変わっておらず、事業進捗の見込みからも、引き続き事業を継続することが妥当であると考える。

事業概要図



※ 費用に記載している金額は、現在価値化して算出した値。